

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 3月 9日

近畿地方整備局長

布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務については、近畿地方整備局が行うCALS/ECアクションプログラムに基づいた、情報共有システムの運用支援及び電子納品の手引きの改訂案の作成を行うものであり、業務の実施にあたっては、情報共有システムの標準的な機能要件を列挙した「工事施工中における受発注者間の情報共有システム標準機能要件」を熟知しており、電子納品をはじめとしたCALS/EC全般と土木施工・検査等の専門的な知識を有している必要がある。また、近畿地方整備局での電子納品等の基本方針を策定することから、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められている。これらのことから、(財)日本建設情報総合センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度CALS/EC支援業務
- (2) 業務内容 情報共有サーバの運用  
CALS/ECの運用支援  
情報共有システムの改良  
電子納品の手引き(案)の改訂案の作成
- (3) 履行期限 平成20年 3月31日

### 3. 業務目的

本業務は、CALS/ECアクションプログラムに則り、昨年度に引き続き情報共有サーバを用いた情報共有システムの実証フィールド実験に関する運用支援を行うとともに、必要なシステム改良及び実施状況をふまえた近畿地方整備局における電子納品の手引きの改訂を、行うことを目的とするものである。

### 4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

#### 1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港部関係を除く）における平成17・18年度土木設計関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木設計関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）資格の申請を行っていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

情報共有システムの標準的な機能要件を列挙した「工事施工中における受発注者間の情報共有システム標準機能要件（案）」を熟知しており、電子納品をはじめとしたCALS/EC及び土木施工全般にわたる専門的な知識と豊富な経験を有していること。

利用者からの問い合わせ等に迅速に対応できる能力を有すること。

昨年度まで実施してきた情報共有サーバのデータを利用できること。

3) 中立性・公平性に関する要件

国土交通省が発注する工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。

守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的に行っていること。

5) 業務執行体制に関する要件

大阪府内に本・支社(店)または営業所があること。

常時、情報共有システムを担当する担当技術者とその体制を確保していること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した工事情報共有化に関連した業務

・類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の国の機関・各府県政令市が発注した工事情報共有化に関連した業務

7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

情報共有サーバ障害時に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績は、以下のとおりとする。

1) 配置予定技術者

資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門）の資格を有する者で、建設部門の選択科目により取得した者。

イ) 技術士（建設部門）の資格を有している者。

ウ) RCCMの資格を有する者で、同種又は類似業務の実績を有する者。

エ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

オ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

#### 同種類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した電子納品・工事情報共有化に関連した業務
- ・類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の国の機関各府県政令市が発注した電子納品・工事情報共有化に関連した業務

#### 5. 手続等

##### (1) 担当部局

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44

国土交通省近畿地方整備局 企画部 技術管理課 工事情報共有係

TEL：06-6942-1141 FAX：06-6942-7825

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年 3月 9日から平成19年 3月16日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで）

（1）と同じ

手渡しとする。

##### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年 3月19日16時00分 (1)に同じ。持参すること。

#### 6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限：

平成19年 3月26日 16：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていないなければならない。

(5) 詳細は説明書による。